

## 環境デザイン協力基準（住まい及び町並みづくりの協力基準）

### 1. 環境デザイン協力基準の目的等

環境デザイン協力基準は、快適で美しく、皆が愛し誇れる小布施町を創造していくために、住まいや町並みづくりの指針として策定されたもので、歴史的な個性、特徴などを継承することをねらいに置いていますが、住まいや町並みづくりに対する積極的な新しい発想、取り組みを拒否しているものではありません。

しかし、近年の新技术の開発や氾濫する情報の中から小布施の特性に合うものを見極めて、建築物の「内側は個人のもの、外側はみんなのもの」という節度を守ることが基本です。すなわち、新しい発想のデザイン（形態意匠）についても、個々の建築物の内側デザインや利用形態は自由であっても、外側のデザインは周辺の環境との調和に十分配慮する必要があります。

### 2. 環境デザイン協力基準

#### (1) 敷地及び配置

##### (共通事項)

- 各集落のもつ家々の配置の形態を大切にする。
- 南の陽光や北風を大切にする。
- 敷地の広さは、各集落の形態に合った広さを確保する。
- 敷地内の植栽を大切にし、特に古木を切らない。
- 建物や生け垣は、道路境界、隣地境界から 1.2m以上離す。

##### ■ 町部の家

- ・木造、大壁（真壁）式で、黒っぽい色、濃灰色（銀ねず）の日本瓦葺きで町並みの連続感を大切にする。
- ・配置を工夫して緑化に努める。
- ・隣棟との間隔を十分にとるよう、かつ、表通りの外観、出入口等に注意したい。

##### ■ 農村部の家

- ・広い中庭をもつ集落形態を大切にする。
- ・土蔵、物置、作業スペースを考えゆとりのある敷地とし、生活ゾーンと生産ゾーンを合理的に独立させる。
- ・屋敷畑との関係を大切にする。
- ・古い通り門や土蔵は保存に努める。

##### ■ 新しい住宅地の家

- ・ゆとりある敷地を確保する。
- ・植栽や花壇の広さを確保する。
- ・門、塀は、みんなのものとして調和を図る。

## (2) 建物の高さ等

### (共通事項)

- 道路寄りの建物の高さに注意する。
- 道路の幅員、道路からの離れ、建物の高さのバランスを大切にする。
- 隣家の日当たり及びプライバシーに配慮する。

### ■町部の家

- ・一般的に2階建て以下とする。3階建て以上とする場合でも、道路に面する部分は1～2階程度とし、3階以上は一定の距離以上後退するよう心がける。
- ・軒の高さ、庇の出などは古い伝統的な「まち屋」に合わせる。

### ■農村部の家

- ・2階建て以下とし、特に集落形態を壊さないように注意する。
- ・屋根勾配、軒の高さ、庇の出などは、周辺の古い建築物に合わせる。

## (3) 屋根、壁、色彩

### (共通事項)

- ・屋根は日本瓦（棧瓦）、切妻型を基本とする。寄せ棟型や入母屋型であっても、周辺の家並みと美しく調和している場合は構わない。
- ・屋根の色は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。
- ・屋根勾配は4寸5分から6寸を標準とする。軒のでは900mmを標準とし、壁を保護する。
- ・壁面の構成は集落の特徴を生かしたものとする。
- ・外壁は砂壁、じゅらく壁風リシン、しっくい風プラスター等を基本とする。
- ・壁、建具類は茶色系の彩度の低い色か、無彩色を基調とした色とする。工場生産品（金属系製品、タイル等）の使用にあたっては景観に配慮し、色、質感に注意する。

### ■町部の家

- ・伝統的な特徴のある形式については、可能な限り現状を維持する。土蔵造りの土壁、砂壁などの歴史性を良く表している建物などは保存するように心がける。
- ・道路寄りの壁面線は、町並みに合わせる。

### ■農村部の家

- ・伝統的、地域的な特徴ある形態、材質などを保存する。保存不可の場合は、形態を考慮し、家並みに合った材質で改修する。

### ■新しい住宅地の家

- ・一つの街区として考え、新しい町並みを創生することが好ましい。

## (4) 生け垣・植栽・花

### (共通事項)

○生け垣

- ・地域に合った樹種の生け垣を普及させる。

○植栽

- ・境界からの空間が広い所は、外、内、より楽しめる高木を植える。
- ・花、実、紅葉（花の匂いも含む）等、四季を通じて楽しめる木を大切にする。

■町部の家

- ・敷地内を緑化する。ただし、伝統的な地区では、緑化により町並みの形態が崩れないよう配慮する。

■農村部の家

- ・敷地内の緑化にあたっては、栗の木や果樹などの植栽に努める。
- ・家の周囲は生け垣で囲う。

(5) 道路沿いの工作物

■土蔵、門、塀など

- ・伝統的な仕上げや形態をできる限り保存する。また、修復するときは伝統的な形態とする。
- ・通り門については機能を生かし、地域の文化を象徴する形態で保存する。

■ 広告物、看板、塔など（街灯も含む）

- ・デザイン、色、素材、大きさが周辺環境に不調和なものは避ける。
- ・標識（公共性の強いもの）以外の商業的看板などについては、壁面からの「飛び出し型」や屋根の上に突き出した看板などは避ける。

(6) 車庫・駐車場

- ・植栽や塀など町並みに配慮し、出入口は歩行者の安全に注意する。
- ・個人所有ではなく、隣地との共有などにし、大勢が共有できる半公共的なスペースにしたい。
- ・駐車場の周囲を緑化する。
- ・表通りの車庫は町並みの連続性を損なわないよう工法、材質（プレハブ、鉄骨製、シャッター等は避ける。）に注意する。

(7) 自動販売機

（共通事項）

- 道路に面して直接設置しないよう心がける。
- 表に設置するときは、商品ボックスが見えないように工夫する。

■町部

- ・景観に配慮し、木製目隠しや格子を設ける。